

# 獣医師生涯研修事業のページ

このページは、Q & A形式による学習コーナーで、小動物編、産業動物編、公衆衛生編のうち1編を毎月掲載しています。なお、本ページの企画に関するご意見やご希望等がありましたら、本会「獣医師生涯研修事業運営委員会」事務局（TEL：03-3475-1601）までご連絡ください。

## Q & A 公衆衛生編

**質問1：**感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）の規定において、獣医師が診断した場合に保健所に届出を行わなければならない感染症名と動物の組み合わせは次のうちどれか。

- a. ペスト，ウサギ
- b. 細菌性赤痢，サル
- c. 重症熱性血小板減少症候群（SFTS），ネコ
- d. 重症急性呼吸器症候群（SARS），フタコブラクダ
- e. 結核，鳥類に属する動物

**質問2：**感染症法の規定で原則として輸入が禁止されている動物は次のうちどれか。

- a. キツネ
- b. トゲネズミ
- c. アライグマ
- d. ヤマアラシ
- e. イタチアナグマ

（解答と解説は本誌114頁参照）

## 解 答 と 解 説

### 質問1に対する解答と解説：

正解：b

感染症法の規定において、獣医師が診断した場合に保健所に届出を行わなければならない感染症名と動物の組み合わせは、以下の通りとなっている。

	感染症	対象動物
1	エボラ出血熱	サル
2	マールブルグ病	サル
3	ペスト	プレーリードッグ
4	重症急性呼吸器症候群 (病原体がコロナウイルス 属 SARS コロナウイルスで あるものに限る。)	イタチアナグマ、 タヌキ及びハクビシン
5	細菌性赤痢	サル
6	ウエストナイル熱	鳥類に属する動物
7	エキノコックス症	犬
8	結核	サル
9	鳥インフルエンザ (H5N1・H7N9)	鳥類に属する動物
10	新型インフルエンザ等感染症 (法第六条第七項第三号に掲げる 新型コロナウイルス感染症及び同項 第四号に掲げる再興型コロナウイルス 感染症を除く。)	鳥類に属する動物
11	中東呼吸器症候群 (病原体がベータコロナウイルス 属 MERS コロナウイルスであるもの に限る。)	ヒトコブラクダ

a. ×

ペストについてはプレーリードッグが対象動物となっている。

b. ○

細菌性赤痢の対象動物はサルである。

c. ×

重症熱性血小板減少症候群 (SFTS) については現時点で届出の義務はない。しかし、本症に罹患したネコやイヌの排泄物や唾液中には SFTS ウイルスが排出されるので、伴侶動物において本

症を診断した獣医師は、保健当局との密接な連携が必要である。

d. ×

重症急性呼吸器症候群 (SARS) の対象動物はイタチアナグマ、タヌキ及びハクビシンである。なお、中東呼吸器症候群 (MERS) に罹患したヒトコブラクダを診断した場合は、届出が必要である。

e. ×

結核の対象動物はサルである。

### 質問2に対する解答と解説：

正解：e

感染症法の規定において、輸入が原則として禁止されている動物は、イタチアナグマ、コウモリ、サル、タヌキ、ハクビシン、プレーリードッグ及びヤワゲネズミである。

a. ×

キツネは、感染症法における輸入禁止動物ではないが、狂犬病予防法において輸出入検疫の対象動物となっている。

b. ×

トゲネズミは、輸入禁止動物ではない。ヤワゲネズミは輸入禁止の対象動物である。

c. ×

アライグマは、感染症法における輸入禁止動物ではないが、狂犬病予防法において輸出入検疫の対象動物となっている。

d. ×

ヤマアラシは輸入禁止動物ではない。

e. ○

イタチアナグマは感染症法における輸入禁止動物である。

キーワード：感染症法、届出、感染症、動物、輸入禁止

※次号は、小動物編の予定です